

モータースポーツ倫理要項

一般社団法人日本自動車連盟（以下「本連盟」という）の組織運営、モータースポーツ統轄業務および振興に関わるすべての関係者は、社会的責任を果たしつつ、本連盟の目的を追求すべく、高いレベルの倫理観に従って誠実かつ公平・公正に行動する。

本要項は、その具体的な行動等について下記のとおり定める。

〔目的〕

本連盟は、交通知識の向上と交通安全並びに環境改善の推進を図り、自動車ユーザーの權益を擁護し、かつ各種便益を提供すると共にあわせて自動車を通じて国際親善と自動車スポーツの健全な発展に努め、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

1 本要項の対象者

本要項の対象となる者（以下「役職員・諮問機関委員」という）は、以下のとおりとする。

- (1) 本連盟の役職員（本連盟及び連盟グループ会社の役員、職員、嘱託、契約従業員、派遣労働者等連盟の業務に従事するすべての者）
- (2) 本連盟会長の諮問機関（以下に記載）の委員
 - ①モータースポーツ中央審査委員会 ②モータースポーツ審査委員会
 - ③モータースポーツ未来委員会 ④モータースポーツ審議会
 - ⑤モータースポーツ専門部会
 - ⑥上記委員会・審議会及び専門部会に関連する小委員会、分科会、作業部会
 - ⑦委員選考会 ⑧名誉委員・特別表彰選考会
 - ⑨本連盟が派遣するF I A世界選手権及び日本選手権審査委員
- (3) 前項（1）および（2）の対象者以外の公認クラブ、公認団体、加盟クラブ、加盟団体及び準加盟クラブ（以下、「公認クラブ・団体等」という）については、直接本要項の対象者とはしないが、公認クラブ・団体等は本要項並びに国際自動車連盟（F I A）の「ハラスメント防止および差別禁止の方針」に準拠して組織を運営しなければならない。

2 行動の基本原則

役職員・諮問機関委員の行動は、次の基本原則に基づくものである。

- (1) 本連盟の使命と役割を自覚し、本連盟の目的の実現に向け模範的かつ自発的であること。
- (2) 本連盟及びモータースポーツが社会的責任を負っていることを認識し、広くステークホルダーと協力して、社会からの期待に応えるようにすること。
- (3) 公私を問わず社会的信用の維持、向上に努めるとともに、常に自らを厳しく律

し、責任を持って、誠実かつ公正であること。

3 具体的な遵守事項

役職員・諮問機関委員は、上記の基本原則に基づき、以下の事項を遵守して行動する。

(1) 法令等の遵守

日本のみならず、世界各国の文化、法令等を尊重し、さまざまな社会規範、法規範及び本連盟の定款、国内競技規則、関連諸規定、本要項に付随する諸規則等の内部規範、指示、指令、命令、決定及び裁定を遵守する。

さまざまな規範には、国際自動車連盟（F I A）の諸規定の他、指示、指令、命令、決定並びに裁定等が含まれる。

(2) 人権尊重と差別の禁止

人種、肌の色、民族、国籍、出自、性別、年齢、言語、障がい、性的指向、信条、宗教、政治、その他の事由を理由とする国家、個人又は集団に対する差別を行わない。また、人権を尊重し、差別を排除する環境作りに努め、人権侵害や差別に加担するような行為を行わない。

(3) 適正な経理処理

経理に関し、法令、会計原則、基準、組織の規則等に基づき適正な処理を行い、金銭等を含む資産の本来の目的外への流用や不正行為、また、他者にそれを強いる行為を行わない、また、それを排除するよう行動する。

(4) 公正な取引関係の維持

モータースポーツを通じた活動に必要な物品やサービスの調達にあたり不合理な商習慣を排除し、公正かつ透明度の高い適正な関係を確立するとともにそれを保持する。

(5) 情報の厳正な管理

業務上やモータースポーツを通じて知り得た個人情報、機密情報及び非公開情報について、個人や法人の権利を尊重し、厳重に取り扱う。

(6) 情報の開示と説明責任

本連盟および役職員・諮問機関委員は、国内外の幅広いステークホルダーに対して、活動状況を適時、適切に開示し、透明性の確保に努める。

(7) 自然環境の保全

社会の一員として、自然環境を保全する責任があることを自覚し、地球環境の持続可能性に配慮した活動を継続的に推進して、環境への負荷低減に努める。

(8) 地域社会への貢献

モータースポーツを通じ、より良い社会の実現に向けて、国内はもとより国際的にも積極的に地域社会に参画し、友好親善関係を築くとともに、地域社会の持続

可能な発展に貢献するよう行動する。

(9) 競技結果の不正操作の禁止

競技結果について予め取り決めを行う等の不正な操作に加担しない、他者に強い
ない、また、それを排除するよう行動する。

(10) ドーピングの禁止

競技の健全な秩序や風紀を乱すドーピング行為を行わない、他者に強い
ない、また、それを排除するよう行動する。

(11) 違法賭博の禁止

賭博は犯罪であるという認識を強く持ち、違法に金銭を賭ける賭博にあたる行為
は行わない、他者に強い
ない、また、それを排除するよう行動する。

(12) ハラスメントの禁止

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、暴力、誹謗、中傷等、さ
まざまなハラスメントを行わない、また、それを排除するよう行動する。

(13) 違法薬物や問題飲酒行動等の禁止

健康と安全を脅かす大麻、麻薬、覚せい剤等の違法薬物の譲受、譲渡、所持、使
用、風紀を乱す問題飲酒行動、飲酒運転、及び未成年者の飲酒・喫煙等を行わな
い、他者に強い
ない、また、それを排除するよう行動する。

(14) 不正な利得の収受行為の禁止

不当な利益供与を目的とした金品の供与、贈答、接待の授受やその疑いのある行
為を行わない、他者に強い
ない、また、それを排除するよう行動する。

(15) 私的利益追求の禁止

それぞれが所属する組織の社会的使命と責任を認識し、その職務や地位を、私的
な利益の追求に利用しない。

(16) 反社会的勢力との断絶

市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、毅然と
した態度を堅持するとともに一切の関係を持たない。

4 行動の基本原則並びに具体的な遵守事項に反する行為（ハラスメント・暴力行為
等不適切行為）に関する通報・相談への対応

(1) 本連盟は、本要項の行動の基本原則並びに具体的な遵守事項に反する行為（ハ
ラスメント・暴力行為等不適切行為）に関する通報・相談窓口（以下、窓口と
いう）を設置する。

(2) 本要項の行動の基本原則並びに具体的な遵守事項に反する行為（ハラスメント・
暴力行為等不適切行為）に関する情報は、名誉やプライバシーを侵害することと
なる可能性があるため、その取扱いには十分注意する。

(3) 本連盟の役職員は本窓口の運用のほか、本連盟が定める「内部通報に関する規

- 程」に基づき行動することとする。
- (4) 本窓口は、別途定める細則に基づき運用する。

以上

一般社団法人日本自動車連盟

2024年9月1日施行